

別添① 総合評価基準表（基礎点用）

No	対象		評価項目	評価基準	別添提案書への記載
	調達仕様書	要件定義書			
			第1章 調達案件の概要に関する事項		
			第1節 調達件名		
			第2節 調達の背景		
1	●		調達仕様書「第1章 第2節 調達の背景」に記載の調達の背景	本調達の背景を理解していることが示されており、調達仕様書と相違が無いこと。	
			第3節 目的及び期待する効果		
			1 情報システムの安全性の確保		
2	●		調達仕様書「第1章 第3節 1 情報システムの安全性の確保」に記載の調達の目的及び期待する効果	本調達の目的及び期待する効果に対する理解が明確に示されており、調達仕様書と相違が無いこと。	
			2 情報システムの費用の適正化		
3	●		調達仕様書「第1章 第3節 2 情報システムの費用の適正化」に記載の調達の目的及び期待する効果	本調達の目的及び期待する効果に対する理解が明確に示されており、調達仕様書と相違が無いこと。	
			3 政策の質や行政サービスの向上		
			(1) 行政事務の高度化・効率化（BPR）の推進		
4	●		調達仕様書「第1章 第3節 3(1) 行政事務の高度化・効率化（BPR）の推進」に記載の調達の目的及び期待する効果	本調達の目的及び期待する効果に対する理解が明確に示されており、調達仕様書と相違が無いこと。	
			(2) 働き方改革の推進		
5	●		調達仕様書「第1章 第3節 3(2) 働き方改革の推進」に記載の調達の目的及び期待する効果	本調達の目的及び期待する効果に対する理解が明確に示されており、調達仕様書と相違が無いこと。	
			(3) 情報システムの更なる利用促進		
6	●		調達仕様書「第1章 第3節 3(3) 情報システムの更なる利用促進」に記載の調達の目的及び期待する効果	本調達の目的及び期待する効果に対する理解が明確に示されており、調達仕様書と相違が無いこと。	
			第4節 用語の定義		
			第5節 業務・情報システムの概要		
			1 業務の概要		
			(1) 共同支援システム		
7	●		調達仕様書「第1章 第5節 1(1) 共同支援システム」に記載の業務の概要	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。 特に業務の範囲についての理解に調達仕様書と相違がないこと。	
			(2) 業務処理系システム		
8	●		調達仕様書「第1章 第5節 1(2) 業務処理系システム」に記載の業務の概要	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。 特に業務の範囲についての理解に調達仕様書と相違がないこと。	
			(3) 共有基盤システム		
9	●		調達仕様書「第1章 第5節 1(3) 共有基盤システム」に記載の業務の概要	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。 特に業務の範囲についての理解に調達仕様書と相違がないこと。	
			2 情報システムの概要		
10	●		調達仕様書「第1章 第5節 2 情報システムの概要」に記載の情報システムの概要	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。 特に情報システムの調達範囲についての理解に調達仕様書と相違がないこと。	
			第6節 契約期間・契約形態		
			1 契約期間		
11	●		調達仕様書「第1章 第6節 1 契約期間」に記載の契約期間	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			2 支払期間		
12	●		調達仕様書「第1章 第6節 2 支払期間」に記載の支払期間	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			3 契約形態及び支払方法		
			第7節 作業スケジュール		
13	●		調達仕様書「第1章 第7節 作業スケジュール」に記載の作業スケジュール	①調達仕様書の内容に対し相違がないことが、大日程表、中日程表、WBSの案を提示の上で明確に示されていること。また、WBSに示す工数の見積り根拠が明確に示されていること。 ②特に、連携システムの接続等、次期省内LANシステムに係る各種要件及びイベントを整理したスケジュールの提示および説明により、根拠をもって論理的に示されていること。 ③利害関係者（厚生労働省職員、PC・プリンタ調達業者、現行省内LAN/統合ネットワーク/基幹LAN/個別システムの各運用・保守請負業者）との調整を含めた作業スケジュールが詳細化されており、無理なく期限内にシステム構築が可能なことが、論理的に示されていること。 ④作業スケジュールが細分化、具体化され、作業のマイルストーンが明示されていること。	必要
			第8節 調達担当課室・連絡先		
			第2章 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項		
			第1節 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期		
			1 本調達の概要		
14	●		調達仕様書「第2章 第1節 1 本調達の概要」に記載の調達の概要	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			2 関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期		
15	●		調達仕様書「第2章 第1節 2 関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期」に記載の調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			第2節 調達案件間の入札制限		
16	●		調達仕様書「第2章 第2節 調達案件間の入札制限」に記載の入札制限	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。 調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			第3章 作業の実施内容に関する事項		
			第1節 作業の内容		
			1 基本的な留意事項		
			2 設計・開発業務		
17	●		調達仕様書「第3章 第1節 2 設計・開発業務」に記載の作業の内容	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。 特に、提案者の請け負う作業範囲としての認識について齟齬がなく示されていること。	必要

別添① 総合評価基準表（基礎点用）

No	対象		評価項目	評価基準	別添提案書への記載
	調達仕様書	要件定義書			
18	●		3 運用・保守業務	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。特に、提案者の請け負う作業範囲としての認識について齟齬がなく示されていること。	必要
			調達仕様書「第3章 第1節 3 運用・保守業務」に記載の作業の内容		
19	●		2 節 成果物の範囲、納品期日等	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。特に、提案者の請け負う作業範囲としての認識について齟齬がなく示されていること。	必要
			1 成果物		
20	●		2 納品方法	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。特に、提案者の請け負う作業範囲としての認識について齟齬がなく示されていること。	
			調達仕様書「第3章 第2節 2 納品方法」に記載の納品方法		
21	●		3 納品場所	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。特に、提案者の請け負う作業範囲としての認識について齟齬がなく示されていること。	
			調達仕様書「第3章 第2節 3 納品場所」に記載の納品場所		
22	●		第4章 満たすべき要件に関する事項	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、作業体制、役割分担、プロジェクト期間中の要員計画・人数及びプロジェクトメンバーの氏名、経歴、システム導入実績及び保有資格等の情報について、本調達の業務遂行が可能であることの実効性が根拠とともに示されていること。また、要員数及び要員の工数に対する積算根拠が論理的に示されていること。	必要
			第5章 作業の実施体制・方法に関する事項		
23	●		第1節 作業実施体制	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			第2節 管理体制		
24	●		第3節 作業要員に求める資格等の要件	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、プロジェクトの実施期間、体制図、要員の従事していた期間、顧客からの証明等、当事者が客観的に判断できる資料の添付をもって、証明されていること。	必要
			調達仕様書「第5章 第3節 作業要員に求める資格等の要件」に記載の資格等の要件		
25	●		第4節 作業場所	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			調達仕様書「第5章 第4節 作業場所」に記載の作業場所		
26	●		第5節 作業の管理に関する要領	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			1 基本事項		
27	●		2 作業の管理に関する要領	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	必要
			調達仕様書「第5章 第5節 2 作業の管理に関する要領」に記載の作業の管理に関する要領		
28	●		第6章 作業の実施に当たっての遵守事項	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			第1節 機密保持、資料の取扱い		
29	●		第2節 遵守する法令等	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			1 法令等の遵守		
30	●		2 その他文書、標準への準拠	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			調達仕様書「第6章 第2節 2 その他文書、標準への準拠」に記載のその他文書、標準への準拠		
31	●		3 情報セキュリティ管理	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			調達仕様書「第6章 第2節 3 情報セキュリティ管理」に記載の情報セキュリティ管理		
32	●		第7章 成果物の取扱いに関する事項	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			第1節 知的財産権の帰属		
33	●		第2節 瑕疵担保責任	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			調達仕様書「第7章 第2節 瑕疵担保責任」に記載の瑕疵担保責任		
34	●		第3節 検収	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			調達仕様書「第7章 第3節 検収」に記載の検収		
35	●		第8章 入札参加資格に関する事項	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	必要
			第1節 入札参加要件		
36	●		1 公的な資格や認証等の取得	要求仕様に対し相違がないことが、プロジェクトの実施期間、体制図、受注者の従事していた期間、顧客からの証明等、当事者が客観的に判断できる資料の添付をもって、証明されていること。	必要
			2 受注実績		
37	●		3 共同提案	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	必要
			調達仕様書「第8章 第1節 3 共同提案」に記載の共同提案		
			第2節 入札制限		

別添① 総合評価基準表（基礎点用）

No	対象		評価項目	評価基準	別添提案書への記載
	調達仕様書	要件定義書			
38	●		調達仕様書「第8章 第2節 入札制限」に記載の入札制限	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			第9章 再委託に関する事項 第1節 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件		
39	●		調達仕様書「第9章 第1節 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件」に記載の再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			第2節 承認手続		
40	●		調達仕様書「第9章 第2節 承認手続」に記載の承認手続	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			第3節 再委託先の契約違反等		
41	●		調達仕様書「第9章 第3節 再委託先の契約違反等」に記載の承認手続	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			第10章 その他特記事項 第1節 前提条件及び制約条件		
42	●		調達仕様書「第10章 第1節 前提条件及び制約条件」に記載の前提条件及び制約条件	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			第2節 環境への配慮		
43	●		調達仕様書「第10章 第2節 環境への配慮」に記載の環境への配慮	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			第3節 その他		
44	●		調達仕様書「第10章 第3節 その他」に記載のその他事項	調達仕様書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			第11章 附属文書 第1節 要件定義書 第2節 別紙及び参考資料 第3節 事業者が閲覧できる資料一覧表 第4節 閲覧要領 第5節 提案書の審査要領 第6節 その他事業者の提案に資する資料		
			第1章 業務要件の定義 第1節 調達件名 第2節 次期厚生労働省LANシステムの対象業務の範囲及び新規サービスの概要 1 業務の範囲		
45	●		要件定義書「第1章 第2節 1 業務の範囲」に記載の業務の範囲	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			2 業務フロー (1) 共働支援システム		
46	●		要件定義書「第1章 第2節 2(1) 共働支援システム」に記載の業務フロー	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。 特に業務の範囲についての理解に要件定義書と相違がないこと。	
			(2) 業務処理系システム		
47	●		要件定義書「第1章 第2節 2(2) 業務処理系システム」に記載の業務フロー	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。 特に業務の範囲についての理解に要件定義書と相違がないこと。	
			(3) 共有基盤系システム		
48	●		要件定義書「第1章 第2節 2(3) 共有基盤系システム」に記載の業務フロー	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。 特に業務の範囲についての理解に要件定義書と相違がないこと。	
			第3節 利用時間及び利用場所 1 利用時間		
49	●		要件定義書「第1章 第3節 1 利用時間」に記載の利用時間	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			2 利用場所		
50	●		要件定義書「第1章 第3節 2 利用場所」に記載の利用場所	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			第4節 管理すべき指標		
51	●		要件定義書「第1章 第4節 管理すべき指標」に記載の管理すべき指標	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			第5節 情報システム化の範囲 1 共働支援システム		
52	●		要件定義書「第1章 第5節 1 共働支援システム」に記載の情報システム化の範囲	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。 特に情報システム化の範囲についての理解に要件定義書と相違がないこと。	
			2 業務処理系システム		
53	●		要件定義書「第1章 第5節 2 業務処理系システム」に記載の情報システム化の範囲	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。 特に情報システム化の範囲についての理解に要件定義書と相違がないこと。	
			3 共有基盤系システム		
54	●		要件定義書「第1章 第5節 2 業務処理系システム」に記載の情報システム化の範囲	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。 特に情報システム化の範囲についての理解に要件定義書と相違がないこと。	
			第2章 機能要件 第1節 機能要件 1 共働支援システム (1) 実装機能		
55	●		要件定義書「第2章 第1節 1(1) 実装機能」に記載の機能	要件定義書の内容に対し相違がないことが、継承可能な機能の範囲、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること。	
			(2) 実装機能について特筆すべき事項		
56	●		要件定義書「第2章 第1節 1(2) 実装機能について特筆すべき事項」に記載の特筆すべき事項	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	

別添① 総合評価基準表（基礎点用）

No	対象		評価項目	評価基準	別添提案書への記載
	調達仕様書	要件定義書			
			2 業務処理系システム		
			(1) 実装機能		
57	●		要件定義書「第2章 第1節 2(1) 実装機能」に記載の機能	要件定義書の内容に対し相違がないことが、継承可能な機能の範囲、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること。	
			(2) 実装機能において特筆すべき事項		
58	●		要件定義書「第2章 第1節 2(2) 実装機能について特筆すべき事項」に記載の特筆すべき事項	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			3 共有基盤系システム		
			(1) 実装機能		
59	●		要件定義書「第2章 第1節 3(1) 実装機能」に記載の機能	要件定義書の内容に対し相違がないことが、継承可能な機能の範囲、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること。	
			(2) 実装機能において特筆すべき事項		
60	●		要件定義書「第2章 第1節 3(2) 実装機能について特筆すべき事項」に記載の特筆すべき事項	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			第2節 画面要件		
61	●		要件定義書「第2章 第2節 画面要件」に記載の画面要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			第3節 帳票要件		
62	●		要件定義書「第2章 第3節 帳票要件」に記載の画面要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			第4節 情報・データ要件		
63	●		要件定義書「第2章 第4節 情報・データ要件」に記載の情報・データ要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			第5節 外部インタフェース要件		
64	●		要件定義書「第2章 第5節 外部インタフェース要件」に記載の外部インタフェース要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			第3章 非機能要件		
			第1節 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項		
			1 情報システムの利用者の種類、特性		
65	●		要件定義書「第3章 第1節 1 情報システムの利用者の種類、特性」に記載の情報システムの利用者の種類、特性	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			2 ユーザビリティ要件		
66	●		要件定義書「第3章 第1節 2 ユーザビリティ要件」に記載のユーザビリティ要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			3 アクセシビリティ要件		
67	●		要件定義書「第3章 第1節 3 アクセシビリティ要件」に記載のアクセシビリティ要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			第2節 システム方式に関する事項		
			1 情報システムの構成に関する全体の方針		
68	●		要件定義書「第3章 第2節 1 情報システムの構成に関する全体の方針」に記載の情報システムの構成に関する全体の方針	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			2 情報システムの全体構成		
69	●		要件定義書「第3章 第1節 2 情報システムの全体構成」に記載の情報システムの全体構成	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			3 開発方式及び開発手法		
70	●		要件定義書「第3章 第1節 3 開発方式及び開発手法」に記載の開発方式及び開発手法	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			第3節 規模に関する事項		
			1 機器数		
71	●		要件定義書「第3章 第3節 1 機器数」に記載の機器数	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			2 設置場所		
			(1) HW機器		
72	●		要件定義書「第3章 第3節 2(1) HW機器」に記載のHW機器	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			(2) クライアントPC及び周辺機器等		
73	●		要件定義書「第3章 第3節 2(2) クライアントPC及び周辺機器等」に記載のクライアントPC及び周辺機器等	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			3 データ量		
74	●		要件定義書「第3章 第3節 3 データ量」に記載のデータ量	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			4 処理件数		
75	●		要件定義書「第3章 第3節 4 処理件数」に記載の処理件数	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			5 利用者数		
76	●		要件定義書「第3章 第3節 5 利用者数」に記載の利用者数	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			第4節 性能に関する事項		
			1 基本事項		
77	●		要件定義書「第3章 第4節 1 基本事項」に記載の基本事項	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	
			2 個別事項		

別添① 総合評価基準表（基礎点用）

No	対象		評価項目	評価基準	別添提案書への記載
	調達仕様書	要件定義書			
78	●	要件定義書「第3章 第4節 2 個別事項」に記載の個別事項	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		第5節 信頼性に関する事項			
		1 SLAIに関する規定			
79	●	要件定義書「第3章 第5節 1 SLAIに関する規定」に記載のSLAIに関する規定	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		2 可用性要件			
80	●	要件定義書「第3章 第5節 2 可用性要件」に記載の可用性要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		3 完全性要件			
81	●	要件定義書「第3章 第5節 3 完全性要件」に記載の完全性要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		第6節 拡張性に関する事項			
82	●	要件定義書「第3章 第6節 拡張性に関する事項」に記載の拡張性に関する事項	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		第7節 上位互換性に関する事項			
83	●	要件定義書「第3章 第7節 上位互換性に関する事項」に記載の上位互換性に関する事項	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		第8節 中立性に関する事項			
84	●	要件定義書「第3章 第8節 中立性に関する事項」に記載の中立性に関する事項	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		第9節 継続性に関する事項			
		1 継続性に係る目標値			
85	●	要件定義書「第3章 第9節 1 継続性に係る目標値」に記載の継続性に係る目標値	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		2 継続性に係る対策			
		(1) 定常時			
86	●	要件定義書「第3章 第9節 2(1) 定常時」に記載の定常時の対策	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		(2) 大規模災害等の非定常時			
87	●	要件定義書「第3章 第9節 2(2) 大規模災害等の非定常時」に記載の大規模災害等の非定常時の対策	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		第10節 情報セキュリティに関する事項			
		1 基本事項			
88	●	要件定義書「第3章 第10節 1 基本事項」に記載の基本事項	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		必要
		2 権限要件			
89	●	要件定義書「第3章 第10節 2 権限要件」に記載の権限要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		必要
		3 情報セキュリティ対策要件			
90	●	要件定義書「第3章 第10節 3 情報セキュリティ対策要件」に記載の情報セキュリティ対策要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		必要
		第11節 情報システム稼働環境に関する事項			
		1 全体構成			
91	●	要件定義書「第3章 第11節 1 全体構成」に記載の全体構成	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		必要
		2 ハードウェア構成			
		(1) ハードウェア構成図			
92	●	要件定義書「第3章 第11節 2(1) ハードウェア構成図」に記載のハードウェア構成図	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		必要
		(2) ハードウェア要件			
93	●	要件定義書「第3章 第11節 2(2) ハードウェア要件」に記載のハードウェア要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		必要
		3 ソフトウェア構成			
		(1) ソフトウェア全体構成図			
94	●	要件定義書「第3章 第11節 3(1) ソフトウェア全体構成図」に記載のソフトウェア全体構成図	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		必要
		(2) ソフトウェア要件			
95	●	要件定義書「第3章 第11節 3(2) ソフトウェア要件」に記載のソフトウェア要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		必要
		4 ネットワーク構成			
96	●	要件定義書「第3章 第11節 4 ネットワーク構成」に記載のネットワーク構成	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		必要
		5 施設・設備要件			
97	●	要件定義書「第3章 第11節 5 施設・設備要件」に記載の施設・設備要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		必要
		第12節 テストに関する事項			
		1 基本方針			
98	●	要件定義書「第3章 第12節 1 基本方針」に記載の基本方針	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		
		2 テストの種類及び目的、内容			

別添① 総合評価基準表（基礎点用）

No	対象		評価項目	評価基準	別添提案書への記載
	調達仕様書	要件定義書			
99	●	要件定義書「第3章 第12節 2 テストの種類及び目的、内容」に記載のテストの種類及び目的、内容	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		
		3 テスト実施要件			
100	●	要件定義書「第3章 第12節 3 テスト実施要件」に記載のテスト実施要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		
		4 テスト環境			
		(1) 設計・開発中におけるテスト環境			
101	●	要件定義書「第3章 第12節 4(1) 設計・開発中におけるテスト環境」に記載のテスト環境	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		
		(2) 運用・保守期間におけるテスト環境			
102	●	要件定義書「第3章 第12節 4(2) 運用・保守期間におけるテスト環境」に記載のテスト環境	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		
		5 テストデータ			
103	●	要件定義書「第3章 第12節 5 テストデータ」に記載のテストデータ	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		第13節 移行に関する事項			
		1 移行手順			
		(1) 次期省内LANシステム全体移行フロー（案）			
104	●	要件定義書「第3章 第13節 1(1) 次期省内LANシステム全体移行フロー（案）」に記載の移行フロー	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		(2) 役割分担			
105	●	要件定義書「第3章 第13節 1(2) 役割分担」に記載の移行手順	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		(3) 手順			
106	●	要件定義書「第3章 第13節 1(3) 手順」に記載の移行手順	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		(4) 移行マイルストーン			
107	●	要件定義書「第3章 第13節 1(4) 移行マイルストーン」に記載の移行手順	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		2 移行要件			
		(1) 移行作業対象範囲			
108	●	要件定義書「第3章 第13節 2(1) 移行作業対象範囲」に記載の対象範囲	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		
		(2) 移行計画策定の考慮点			
109	●	要件定義書「第3章 第13節 2(2) 移行計画策定の考慮点」に記載の移行計画策定の考慮点	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		
		(3) 移行・導入の個別方針			
110	●	要件定義書「第3章 第13節 2(3) 移行・導入の個別方針」に記載の個別方針	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		
		(4) 本番移行における接続切替に係る関連事業者との役割分担等			
111	●	要件定義書「第3章 第13節 2(4) 本番移行における接続切替に係る関連事業者との役割分担等」に記載の役割分担等	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		
		3 移行対象データ			
112	●	要件定義書「第3章 第13節 3 移行対象データ」に記載の移行対象データ	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		第14節 引継ぎに関する事項			
113	●	要件定義書「第3章 第14節 引継ぎに関する事項」に記載の引継ぎに関する事項	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		第15節 教育に係る要件			
		1 教育実施計画書の作成			
114	●	要件定義書「第3章 第15節 1 教育実施計画書の作成」に記載の教育実施計画書の作成	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		2 教育の分類及び内容			
115	●	要件定義書「第3章 第15節 2 教育の分類及び内容」に記載の教育の分類及び内容	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		3 教育の方法、教育対象者の範囲			
116	●	要件定義書「第3章 第15節 3 教育の方法、教育対象者の範囲」に記載の教育の方法、教育対象者の範囲	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		4 教材の作成			
117	●	要件定義書「第3章 第15節 4 教材の作成」に記載の教材の作成	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		
		第16節 運用に関する事項			
		1 運転管理・監視等要件			
		(1) サービスストラテジに関する事項			
118	●	要件定義書「第3章 第16節 1(1) サービスストラテジに関する事項」に記載のサービスストラテジに関する事項	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		
		(2) サービスデザインに関する事項			
119	●	要件定義書「第3章 第16節 1(2) サービスデザインに関する事項」に記載のサービスデザインに関する事項	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		
		(3) サービストランジションに関する事項			
120	●	要件定義書「第3章 第16節 1(3) サービストランジションに関する事項」に記載のサービストランジションに関する事項	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。		

別添① 総合評価基準表（基礎点用）

No	対象		評価項目	評価基準	別添提案書への記載
	調達仕様書	要件定義書			
			(4) サービスオペレーションに関する事項		
121	●	要件定義書「第3章 第16節1(4) サービスオペレーションに関する事項」に記載のサービストランジションに関する事項	2 データ管理要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
122	●	要件定義書「第3章 第16節2 データ管理要件」に記載のデータ管理要件	3 運用サポート業務	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			(1) ヘルプデスク業務		
123	●	要件定義書「第3章 第16節3 (1) ヘルプデスク業務」に記載のヘルプデスク業務	(2) 操作研修業務	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
124	●	要件定義書「第3章 第16節3 (2) 操作研修業務」に記載の操作研修業務	(3) 利用者満足度調査	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
125	●	要件定義書「第3章 第16節3 (3) 利用者満足度調査」に記載の利用者満足度調査	4 業務運用支援	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
126	●	要件定義書「第3章 第16節4 業務運用支援」に記載の利業務運用支援	5 運用実績の評価と改善	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
127	●	要件定義書「第3章 第16節5 運用実績の評価と改善」に記載の運用実績の評価と改善	第17節 保守に関する事項	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
			1 基本事項		
128	●	要件定義書「第3章 第17節1 基本事項」に記載の基本事項	2 アプリケーションプログラムの保守要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	必要
129	●	要件定義書「第3章 第17節2 アプリケーションプログラムの保守要件」に記載のアプリケーションプログラムの保守要件	3 ハードウェアの保守要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	必要
130	●	要件定義書「第3章 第17節3 ハードウェアの保守要件」に記載のハードウェアの保守要件	4 ソフトウェア製品の保守要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	必要
131	●	要件定義書「第3章 第17節4 ソフトウェア製品の保守要件」に記載のソフトウェア製品の保守要件	5 データの保守要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	必要
132	●	要件定義書「第3章 第17節5 データの保守要件」に記載のデータの保守要件	6 保守実績の評価と改善	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
133	●	要件定義書「第3章 第17節6 保守実績の評価と改善」に記載の保守実績の評価と改善	別紙7 機能一覧	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	
134	●	要件定義書 別紙7 機能一覧に記載の機能要件	別紙8 画面一覧	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	必要
135	●	要件定義書 別紙8 画面一覧に記載の画面要件	別紙9 帳票一覧	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	必要
136	●	要件定義書 別紙9 帳票一覧に記載の帳票要件	別紙10 情報・データ一覧	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	必要
137	●	要件定義書 別紙10 情報・データ一覧に記載の帳票要件	別紙11 外部インターフェース一覧	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	必要
138	●	要件定義書 別紙11 外部インターフェース一覧に記載の外部インターフェース	別紙15 クラウドサービスに係るセキュリティ要件	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	必要
139	●	要件定義書 別紙15 クラウドサービスに係るセキュリティ要件に記載のセキュリティ要件	別紙17 ソフトウェア一覧	要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。 (※クラウドサービスを利用しない場合は記載は不要)	必要
140	●	要件定義書 別紙17 ソフトウェア一覧に記載のソフトウェア要件		要件定義書の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	必要